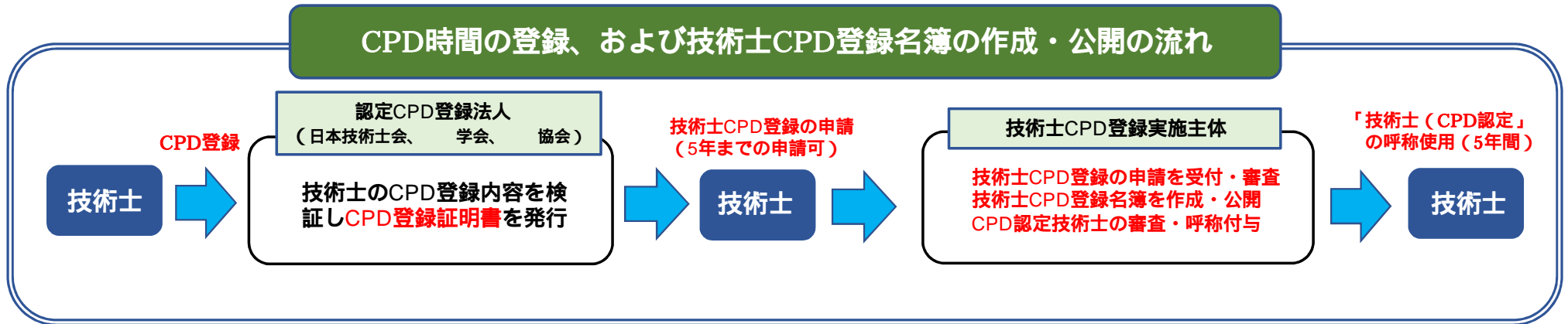


新しい技術士CPD登録制度について

CPD時間の登録、および技術士CPD登録名簿の作成・公開の流れ



文部科学省による法令対応（案）

技術士CPD登録事務（CPD時間の確認、公開等）を実施主体に行わせる。
具体的基準はその実施主体が定める。

新しい技術士CPDガイドライン（文部科学省技術士分科会）

- 技術士CPDの目的・活動方法
 - ・CPDとはどういうものか（技術士のコンピテンシー）を説明
 - ・資質・能力を維持するためのCPDと高めるためのCPDがあることを整理
- 新しい技術士CPD登録制度の導入
 - ・技術士にCPD時間の登録・申請及び実施機関にCPD登録名簿の作成・公開に係る事務を実施主体に行わせることを記載
 - ・実施主体は一定期間毎に実施報告書を提出し分科会でチェック
 - ・APECエンジニア、IPEA国際エンジニアの場合でも説明ができる制度

技術士CPD登録ガイドライン（日本技術士会）

- ・上記のガイドラインをブレイクダウンしたもの
- ・CPD登録のためのCPD時間判定基準
- ・技術士CPD登録名簿の公開方法
- ・認定CPD登録法人の認定、複数法人登録者の扱い
- ・技術士CPD登録制度の実施状況の技術士分科会への報告
- ・CPD認定技術士の要件（必須20時間/年・5年間、推奨50時間/年・5年間を明記

認定CPD登録法人の認定基準（案）

- ・学習目標が明示された良質なCPDプログラムを提供
- ・CPD登録制度を保有
- ・CPD時間の基本的な考え方に適合
- ・CPD登録の審査を実施、登録証明書を発行
- ・CPD記録を一定期間保存
- ・CPD登録法人で構成する協議会への参加

資質維持として認めるCPD時間（案）

- ・技術士会活動
 - 会誌購読（10CPD時間）：会員自動登録
 - 委員会・部会活動（10CPD時間）
- ・学協会活動
 - 会誌の購読（10CPD時間）委員会活動（10CPD時間）
- ・学習の必要な技術業務に従事（10CPD時間）

追加の検討課題

公開する技術士CPD登録名簿の様式の作成
 技術士CPD登録申請書の様式の作成
 登録は過去5年間まで受付可、毎年登録更新も可
 CPD認定技術士及び名刺での「技術士（CPD認定）」の呼称使用は、登録更新後5年間
 実施機関の行うCPD登録、確認、公開に要する経費
 技術士CPD登録実施機関としての実施機関の体制整備